

記載例（収集運搬+処分（中間処理））

産業廃棄物処理（収集運搬及び処分（中間処理））委託契約書

※ 「収集運搬」と「処分（中間処理）」を同一業者へ委託する場合の記載例です。
※ 朱書き部分は法定記載事項です。表現等は具体的な事情に応じて変更していただけます。

排出事業者：郡山市（以下「発注者」という。）と、

処理（収集運搬及び処分（中間処理））業者：●●産業株式会社（以下「受注者」という。）は、

発注者の事業場：郡山市●●部●●課（福島県郡山市朝日一丁目23番7号）から排出される産業廃棄物の処理（収集運搬及び処分（中間処理））に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（受注者の事業範囲）
委託する産業廃棄物の種類等が許可証に記載されている事業範囲に含まれていることが必要であり、その事実を証するため許可証の写しを添付する必要があります（法定添付書類）。

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとし、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

【（普通）産業廃棄物】
委託する産業廃棄物の種類等が許可証に記載されている事業範囲に含まれていることが必要であり、その事実を明らかにするため契約書に明記する必要があります（法定記載事項）。また、収集運搬業の場合には、「積込地」と「荷降地」の両方の許可を受けている必要があります（両足主義）。

許可都道府県・政令市（積込地）	郡山市
事業範囲	許可証のとおり
許可番号	第XXXXXX号
許可都道府県・政令市（荷降地）	●●県
事業範囲	許可証のとおり
許可番号	第XXXXXX号

【特別管理産業廃棄物】

許可都道府県・政令市（積込地）	_____
事業範囲	_____
許可番号	_____
許可都道府県・政令市（荷降地）	_____
事業範囲	_____
許可番号	_____

◎処分（中間処理）に関する事業範囲

【（普通）産業廃棄物】
委託する産業廃棄物の種類等が許可証に記載されている事業範囲に含まれていることが必要であり、その事実を明らかにするため契約書に明記する必要があります（法定記載事項）。

許可都道府県・政令市	●●県
事業範囲	許可証のとおり
許可番号	第XXXXXX号

【特別管理産業廃棄物】

許可都道府県・政令市	_____
事業範囲	_____
許可番号	_____

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び料金）

委託する産業廃棄物の種類・数量・処理料金を明らかにする必要があります（法定記載事項）。
産業廃棄物の名称・種類・数量は、後日、マニフェストに記載する内容となります。

発注者が、受注者に処理を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処理料金は、次のとおりとする。

番号	産業廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	予定数量	料金

			(及び単位)	
1	事務机	金属くず 廃プラスチック類	20台 (200kg)	￥50,000円
2	シュレッダー	金属くず 廃プラスチック類	2台 (10kg)	
3	本棚	金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 廃プラスチック類	5台 (25kg)	

3 (輸入廃棄物の有・無)

【産業廃棄物の種類】の 20 種類の中から該当する産業廃棄物の種類を記載します。

重量(トン、キログラム…等)又は体積(㎥…等)を記載するのが基本ですが、たとえば「〇台」、「〇本」等と記載しても差し支えありません。

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注: 契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること。)

①輸入廃棄物: 無

②輸入廃棄物: 有

――

産業廃棄物をどこへ持つて行くのか、運搬の最終目的地(中間処理施設)を明らかにする必要があります。(法定記載事項)。よって、「収集運搬」と「処分(中間処理)」を同一業者へ委託する場合を除き、まずは処分先(中間処理)業者が決まった後、収集運搬業者と契約するのが通常です。

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地(中間処理施設)に搬入する。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

●●産業株式会社

住所

福島県●●市●●町●●YY

事業場の名称

●●産業株式会社 ■■処理センター

今回は、「収集運搬」と「処分(中間処理)」を同一業者へ委託する場合の例ですので、運搬の最終目的地(中間処理施設)は受注者の事業場となります。

事業場の所在地

福島県■■市■■町■■ZZ

5 (処分の場所、方法及び処理能力)

産業廃棄物をどこでどのように処分(中間処理)するのかを明らかにする必要があります(法定記載事項)。

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を、次のとおり処分(中間処理)する。

事業場の名称

●●産業株式会社 ■■処理センター

事業場の所在地

福島県■■市■■町■■ZZ

「処理能力」欄は、処分業者が責任を持って適正に処理することが十分可能であることを排出事業者に対し明らかにするためのものであり、許可証で確認すれば差し支えありません。

処分の方法

破碎

施設の処理能力

●●. ●●t /日

産業廃棄物をどこでどのように処分(最終処分)するのかを明らかにする必要があります(法定記載事項)。通常、最終処分業者とは、中間処理業者が契約しますので、当該欄の内容は中間処理業者から「中間処理業者-最終処分業者」間の契約書の写しをもらう等して確認し、記載してください。

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を、次のとおりとする。

番号

事業場の名称

所在地

処分方法

施設の処理能力

1

AA最終処分センター

福島県●●市●●町●●AA

埋立(●●型)

50万m³

2

同上

同上

同上

同上

3

BB最終処分センター

福島県●●市●●町●●BB

同上

80万m³

7 (積替保管) (注: 契約当事者が下記の①②③のいずれかを選択する)

①受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

積替: 保管施設を有している業者であっても、不適正処理防止の観点から、中間処理施設まで直送させることができます。

②受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することができるものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第15条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類

――

積替保管施設の所在地

――

積替保管施設の保管上限

――

適正処理に必要な情報の提供は法定記載事項ですが、情報提供のため「廃棄物データシート(WDS)」を必ず用いなければならないわけではなく、任意書式等でも差し支えありません。もっとも、廃棄物の性状等が不安視されるような場合や、特別管理産業廃棄物の場合には使用が推奨されます。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート(WDS)」(環境省の「廃棄物情報の提

供に関するガイドライン（第3版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) 混合等により生ずる支障
- (5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場

項

- (6) 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- (7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

(8) その他取扱いの注意事項

- 2 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 発注者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 4 発注者は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

番号	産業廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	提示する時期又は回数
—	_____	_____	_____
—	_____	_____	_____

産業廃棄物の分析証明については、法令上は、全ての場合に行わなければならぬものではなく、排出事業者が、当該産業廃棄物の性状（成分等）を処理業者に明確に把握し、通知することができない場合、又は性状（成分等）が排出することに変動する場合には、処理業者の適正処理推進のために行う必要があるとされています（『廃棄物処理・リサイクルの手続マニュアル』p.76-85）。

第4条（発注者及び受注者の責任範囲）

- 1 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分（中間処理）の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

通常の事務用品等であれば、WDSを用いるまでもなく、次の例により簡易書面の交付（又は契約書にあらかじめ記載）で足りると考えられます。

- ・発生工程：一般事務…等
- ・性状：固形状・液状…等
- ・荷姿：パラ…段ボール…フレコン…等
- ・腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：特になし
- ・混合等により生ずる支障：特になし
- ・JIS C0950：含有マーク表示なし
- ・石綿等：なし
- ・PTRR 対象事業者：非該当
- ・取扱注意事項：切断刃が内蔵されているため取扱注意…等

処理業者に引き渡した廃棄物が選別され、有価物が抜き取られて売却されることがあります。リサイクルの観点からは悪いことではありませんが、排出事業者の意図しない形で行われた場合、いわゆる横流しどなり、問題が生じることとなります。このため、法定記載事項ではありませんが、有価物の拾集について契約において明確にし、拾集を認めないことが望ましいです（『廃棄物処理・リサイクルの手続マニュアル』p.76-89）。

第5条（中間処理前における廃棄物の選別）（注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること。）

- ①受注者は、中間処理前において、受託した産業廃棄物を選別し、受託した方法による処理をすることなく有価物として拾集してはならない。
- ②受注者は、中間処理前において、受託した産業廃棄物を選別し、有価物を拾集したときは、その旨と拾集量をマニフェストに記載することにより、発注者に通知することとする。なお、この場合において、拾集した有価物についての責任は全て受注者にあるものとする。

第6条（再委託の禁止）

再委託は原則として禁止されています。

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第7条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第8条（委託業務終了報告）

収集運搬の場合、紙マニフェスト「B2票」が、処分（中間処理）の場合、紙マニフェスト「D票」が、業務終了報告書となります。

受注者は発注者から委託された産業廃棄物の処理業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じた紙マニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分（中間処理）業務については紙マニフェストD票又は電子マニフェストの処分（中間処理）終了報告で代えることができる。

第9条（業務の一時停止）

- 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、直ちに当該委託に係る業務を一時停止し、法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により発注者に通知しなければならない。
- 発注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、法第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した受注者が処理を適正に行えるようになるまでの間、受注者に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第10条（料金・消費税・支払い）

支払う料金は、法定記載事項です。契約課作成の契約書ひな形を頭書としていて差し支えありません。

- 発注者は、第8条の業務終了報告を受けた後、処理業務の料金を支払う。
- 発注者の委託する産業廃棄物の処理業務に関する料金は、第2条第2項で定める料金とする。
- 発注者の委託する産業廃棄物の処理業務に対する料金についての消費税は、発注者が負担する。
- 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第9条等により不相当となったときは、発注者及び受注者協議の上、これを改定することができる。

第11条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者及び受注者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第9条の場合も同様とする。

第12条（機密保持）

発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

- 1 発注者及び受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 発注者は、受注者が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合
受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処理の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

（2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、発注者及び受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

契約期間は、法定記載事項です。

第15条（契約の有効期間）（注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること。）

①本契約は、有効期間を令和XX年XX月XX日から令和XX年XX月XX日までとする。

②本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1か月前までに、発注者又は受注者の方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

以上

契約書は、処理業者様が作成してくださることもありますが、その場合でも法定記載事項等の確認は必要ですね。

